

○札幌市中央卸売市場業務規程施行規則

昭和47年2月28日
規則第11号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者(第5条—第13条)
 - 第2節 仲卸業者(第14条—第22条)
 - 第3節 売買参加者(第23条—第25条)
 - 第4節 関連事業者(第25条の2—第27条)
- 第3章 売買取引及び決済の方法(第27条の2—第49条)
- 第3章の2 卸売の業務に関する品質管理(第49条の2)
- 第4章 市場施設の使用(第50条—第57条)
- 第4章の2 市場駐車場の使用(第57条の2—第57条の6)
- 第4章の3 札幌市中央卸売市場取引委員会(第57条の7—第57条の13)
- 第5章 雑則(第58条・第59条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、札幌市中央卸売市場業務規程(昭和47年条例第3号。以下「業務規程」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規則で使用する用語の意義は、業務規程で使用する用語の例による。

(取扱品目)

第2条 業務規程第3条第1項の規定による規則で定めるその他の生鮮食料品等は、うずら卵及び冷凍食品とする。

(臨時の休業又は営業)

第3条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、市場の開場する日に臨時に休業し、又は開場しない日に臨時に営業しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ、その期日及び理由を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(開場時刻等の告知)

第4条 開場の時刻及び販売開始時刻の告知は、電鈴をもつて行う。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の保証金)

第5条 業務規程第9条第1項の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、当該事業年度の開始日前1年間の卸売金額の区分に応じ、別表1のとおりとする。ただし、法第15条第1項の許可を受けて新たに業務を開始しようとする卸売業者の預託すべき保証金の額は、市長が別に定める。

(保証金に代用できる有価証券の価額)

第6条 業務規程第9条第3項の規定による保証金に代用できる有価証券の価格は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該価格が保証金の額を超える場合にあつては、その保証金の額を限度とする。

- (1) 国債証券、地方債証券、日本銀行が発行する出資証券又は特別の法律により法人が発行する債券については、その額面金額の100分の90に相当する額
- (2) 銀行法(昭和56年法律第59号)による銀行が発行する株券(金融商品取引所が開設する市場において売買取引されているものに限る。)については、預託の際における時価の100分の70に相当する額

(せり人の登録申請書の添付書類)

第7条 業務規程第13条第3項第3号の規定による規則で定める添付書類は、業務規程第13条第5項第1号、第2号及び第4号に規定する者に該当しないことを誓約する書面とする。

(せり人の試験)

第8条 業務規程第13条第6項の規定による試験は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中央卸売市場に関する法令並びに業務規程及びこの規則
- (2) 生鮮食料品等に関する専門的な知識
- (3) せりを遂行するのに必要な実務上の知識

(せり人の登録更新申請書の添付書類)

第9条 業務規程第14条第2項の規定による登録更新申請書には、登録の更新を受けようとするせり人の住民票の写し及び第7条に規定する書面を添付しなければならない。

(使用人の選任等)

第10条 卸売業者は、その業務に関して使用人を選任したときは、遅滞なく、その者の住所、氏名その他必要な事項を市長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

(卸売業者及びその使用人の標識)

第11条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において常に一定の標識を着用しなければならない。

(卸売業者の届出事項)

第12条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 業務規程第55条第3項の規定により仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保

管し、又は催告しないで他の者に卸売をしたとき。

(2) 仲卸業者又は売買参加者が業務規程第55条第3項の規定による保管の費用又は同条第4項の規定による卸売価格の差額の支払をしないとき。

(3) 仲卸業者又は売買参加者が買受代金の支払をしないとき。

(4) 定款の変更その他総会の決議があつたとき。

(5) 卸売業者又はその業務を執行する役員及びせり人が犯罪容疑のため起訴されたとき、若しくはその業務に関して訴訟の当事者となつたとき、若しくはその判決があつたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(経理状況の報告)

第13条 卸売業者は、毎月末日をもつて残高試算表を作成し、翌月10日までに、市長に提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請書の添付書類)

第14条 業務規程第20条第2項の規定による許可申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の内籍抄本及び履歴書、同条第3項第6号及び第7号オに該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(仲卸業者の保証金)

第15条 業務規程第22条第1項の規定による仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者が業務規程第76条第1項の規定により納付すべき市場使用料(仲卸業者市場使用料及び調理実習室使用料を除く。)の月額2倍に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数のあるときは、これを切り上げるものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書及び添付書類)

第16条 業務規程第24条第3項の規定による認可申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人又は合併若しくは分割の当事者の代表者が署名しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人又は合併若しくは分割の当事者の名称及び住所

(2) 譲り渡す事業又は分割により承継される市場における仲卸しの業務に係る取扱品目

(3) 譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の予定年月日

(4) 譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割を必要とする理由

(5) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人の名称及び住所

(6) 合併又は分割の方法及び条件

(7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の認可申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の内籍抄本及び履歴書、合併に係る契約書の写し(合併に係る認可を申請する場合に

限る。)、分割に係る計画書又は契約書の写し(分割に係る認可を申請する場合に限る。)、業務規程第20条第3項第6号及び第7号オに該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第17条 削除

(仲卸業者の標識)

第18条 仲卸業者の代表者は、卸売業者から卸売を受けようとするときは、市長が別に定める標識を着用しなければならない。

(仲卸業者のせり参加補助員の使用)

第19条 仲卸業者は、せり参加補助員(仲卸業者の役員又は使用人であつて、市長の許可を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前条の規定は、前項のせり参加補助員について準用する。

(事業報告書の作成)

第20条 業務規程第27条の事業報告書は、市長が別に定める様式に、次に掲げる書類を添付して作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書
- (4) 個別注記表
- (5) その他市長が必要と認める書類

(欠格条件該当報告)

第21条 仲卸業者は、業務規程第20条第3項第2号 又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用規定)

第22条 第6条、第11条並びに第12条第1項第4号及び第5号の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請書の添付書類)

第23条 業務規程第29条第2項の規定による承認申請書には、当該申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書、代表者の履歴書及び住民票の 写し、同条第3項第5号に該当しないことを誓約する書面 その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 業務規程第29条第2項の規定による承認申請書には、当該申請者が個人である場合にあつては、履歴書、住民票の 写し、同条第3項第5号に該当しないことを誓約する書面 その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(売買参加者の標識)

第24条 売買参加者(法人である場合にあつては、その代表者)は、卸売業者から卸売を受

けようとするときは、市長が別に定める標識を着用しなければならない。

(売買参加者の売買参加補助員の使用)

第25条 売買参加者は、売買参加補助員(売買参加者の役員又は使用人であつて市長の承認を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前条の規定は、前項の売買参加補助員について準用する。

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可申請書の添付書類)

第25条の2 業務規程第34条第2項の規定による許可申請書には、当該申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び履歴書、業務規程第35条第1項第5号又は第2項第2号に該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 業務規程第34条第2項の規定による許可申請書には、当該申請者が個人である場合にあつては、戸籍抄本、履歴書、資産調書、業務規程第35条第1項第5号又は第2項第2号に該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(関連事業の種類及び関連事業者の保証金)

第26条 業務規程第34条第1項に規定する関連事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1種関連事業

ア 精算業

イ その他市場機能を補完するものとして市長が必要と認める営業

(2) 第2種関連事業

ア 運送運搬業

イ その他市場機能の充実に資するものとして市長が必要と認める営業

(3) 第3種関連事業

ア 飲食店業

イ 理容業

ウ 物品販売業

エ その他市場の利用者に便益を提供するものとして市長が必要と認める営業

2 業務規程第37条第3項の規定による関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が業務規程第76条第1項の規定により納付すべき市場使用料(調理実習室使用料を除く。)の月額額の3倍に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数のあるときは、これを切り捨てるものとする。

(相続の認可申請書及び添付書類)

第26条の2 業務規程第38条第4項の規定による認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名及び住所

(3) 引き続き営もうとする営業の種類及び内容

(4) 相続開始の日

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の認可申請書には、申請者の戸籍抄本、資産調書、履歴書、業務規程第35条第1項第5号又は第2項第2号に該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(準用規定)

第27条 第6条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法に係る物品の区分)

第27条の2 業務規程第42条第1項に規定する売買取引の方法に係る物品の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務規程第42条第1項第1号に掲げる売買取引の方法による物品 別表1の2に掲げる物品
- (2) 業務規程第42条第1項第2号に掲げる売買取引の方法による物品 別表1の3に掲げる物品
- (3) 業務規程第42条第1項第3号に掲げる売買取引の方法による物品 別表1の4に掲げる物品

(売買取引の下見等)

第28条 卸売業者が市場において行なう売買取引は、現品又は見本によつて行ない、売買に参加する者にその物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。ただし、慣習があり銘柄による場合は、この限りでない。

(指値のある受託物品)

第29条 卸売業者は、指値(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)のある受託物品については、適当な表示を行うとともに、上場の際にはその旨を呼び上げなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の表示又は呼上げを行わなかつたときは、指値をもつて仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。
- 3 卸売業者は、第1項の受託物品の上場に当たつては、販売開始時刻までに、当該物品の品目、出荷者、数量、指値の価格その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(せり売の方法)

第30条 せり人は、せり売に当たつては、販売をしようとする物品の品目、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げなければならない。

- 2 せり落しは、せり人が最高価格(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)を3回呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値がある場合において、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 前項の呼上回数は、必要に応じて減ずることができる。
- 4 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法でせり落し人を決定しなければならない。
- 5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちに、その最高価格及び氏名若しくは名

称又は商号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

- 第31条 卸売業者は、入札に当たっては、販売しようとする物品の品目、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げなければならない。
- 2 入札人は、所定の入札用紙に氏名、入札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)その他必要な事項を記載し、卸売業者に提出しなければならない。
 - 3 電子情報処理組織を使用する方法により入札を行う場合の入札の方法については、前項の規定中「入札用紙」とあるのは「入力装置」と、「記載し」とあるのは「入力し」と、「提出しなければならない」とあるのは「通知しなければならない」とする。
 - 4 開札は、入札終了後市長が指定する検査員立会の上、直ちに行わなければならない。
 - 5 卸売業者は、最高価格の入札人を落札人とする。ただし、最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。
 - 6 前条第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

(せり売及び入札の方法による場合の卸売価格)

第31条の2 せり売及び入札の方法による場合の卸売価格は、前2条に規定する最高価格にその100分の5に相当する額を加算した額とする。

(入札の無効)

- 第32条 次の各号の一に該当するときは、その入札は無効とする。ただし、第3号について市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 入札人、入札金額その他必要な事項が不明のとき。
 - (2) 入札に際し、不正又は不当な行為があつたとき。
 - (3) 2通以上の入札書を提出したとき。
 - (4) 入札人が入札に参加する資格がないとき。
 - (5) 業務規程又はこの規則若しくはこれらに基づいて行なう指示に違反したとき。
- 2 卸売業者は、前項の各号の一に該当するときは、開札の際その理由を明示し、その入札の無効の旨を告示しなければならない。

(せり直し及び再入札)

- 第33条 せり売又は入札に参加した者がそのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。
- 2 市長は、前項の申し立について正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(重量以外の売買取引の単位)

- 第34条 業務規程第44条の規定により、卸売業者は、重量以外の単位で売買取引を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の名称及び住所
 - (2) 重量以外の単位で売買取引を行おうとする物品の品目及び単位
 - (3) 重量以外の単位で売買取引を行おうとする理由

(買付物品の販売状況報告)

第35条 卸売業者は、毎月10日までに、前月中に買付した物品の販売状況を市長に報告しなければならない。

(非取扱物品の卸売)

第36条 卸売業者は、業務規程第49条ただし書の規定による卸売をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者
- (3) 非取扱物品の卸売をしようとする理由

(電子情報処理組織を使用する取引方法等による卸売)

第37条 業務規程第50条第1項第3号に規定する規則で定める物品は、別表1の5に掲げるとおりとする。

- 2 業務規程第50条第6項第2号アに規定する規則で定める事項は、等階級(青果部に限る。)とする。
- 3 業務規程第50条第6項第2号イに規定する規則で定める事項は、原産地とする。

(受託物品の検収)

第38条 卸売業者は、業務規程第54条第2項の規定により、市長の指定する検査員の確認を受けようとするときは、販売開始時刻までに、当該物品の品目、出荷者、等級、数量その他必要な事項を記載した検査願を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の検査員の確認は、卸売業者立会の上、当該物品につき次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 品目に関すること。
 - (2) 数量に関すること。
 - (3) 等級に関すること。
 - (4) 品質に関すること。
 - (5) 損敗状況に関すること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子商取引に係る受託物品の確認については、市長が別に定める。
- 4 市長は、前2項の確認をした物品について利害関係人から請求があるときは、検査証明書を交付するものとする。
- 5 検査員は、第2項又は第3項の確認をした物品について必要な処置を命ずることができる。

(買受物品の引取りの怠り)

第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、業務規程第55条第3項に規定する卸売を受けた物品の引取りを怠つたものとみなす。

- (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加者が正当な理由なくこれを履行しないとき。
- (2) 仲卸業者又は売買参加者の住所が不明で、引取りの請求ができないとき。

(保管の費用等の支払)

第40条 業務規程第55条第3項の規定による保管の費用はその物品を引取ったときに、同条第4項の規定による卸売価格の差額は卸売業者がその物品の再販売をしたときにそれぞれ支払わなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第41条 業務規程第60条第1項の規定による報告は、販売開始時刻の1時間前までに、行うものとする。

(数量及び卸売価格の報告)

第42条 業務規程第60条第2項の規定による報告は、販売終了後、直ちに、別表2に掲げる標準品目のうち当日卸売した物品について行うものとする。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第42条の2 業務規程第61条第1項の規定による公表は、販売開始時刻の1時間前までに行うものとする。

(販売原票)

第43条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに販売原票を作成しなければならない。

(委託者不明物品の処置)

第44条 卸売業者は、委託者不明の物品があるときは、直ちに市長に届け出て確認を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の確認を受けた後、市長の承認を受けてその物品の卸売をすることができる。ただし、市長は、必要と認めるときは、その他の措置を命ずることができる。

3 市長は、第1項の確認又は前項の承認をしたときは、利害関係人の請求により、これに関する証明書を交付する。

(売買仕切書等の送付の特約に係る書面)

第44条の2 業務規程第63条第3項の書面は、契約書、委託者からの申出書又はこれらに類する書面とする。

(委託者に対する帳簿等の提示)

第45条 卸売業者は、委託者から業務に関して正当な要求があつたときは、当該委託者の委託物品に関する帳簿及び書類を提示しなければならない。

(委託手数料の率の届出)

第46条 業務規程第64条第1項の規定による届出をするときは、当該届出に係る委託手数料の率の適用を開始する日の2か月前まで（市長が定める場合は、市長が別に定める日まで）に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 委託手数料率届出書

(2) 卸売市場法第28条の事業報告書（直近の事業年度のものに限る。）

- (3) 届出に係る委託手数料の率の適用を開始する日の属する事業年度分並びにその翌事業年度分及び翌々事業年度分の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の届出に係る委託手数料の率は、次に掲げる取扱品目の別に区分して定めるものとする。
- (1) 野菜及びその加工品（缶詰及び瓶詰を除く。）
 - (2) 果実及びその加工品（缶詰及び瓶詰を除く。）
 - (3) 生鮮水産物及びその加工品
 - (4) うずら卵
 - (5) 野菜及び果実の缶詰及び瓶詰
 - (6) 冷凍食品
- 3 前2項に定めるもののほか、委託手数料の率の届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（卸売代金の変更）

- 第47条 卸売業者は、業務規程第68条第2項の規定により、市長の指定する検査員の確認を受けようとするときは、当該物品の品目、出荷者、等級、数量その他必要な事項を記載した検査願を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 第38条第2項から第5項までの規定は、前項の確認について準用する。

（委託者への通知）

- 第48条 卸売業者は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- (1) 業務規程第4条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないこととなったとき。
 - (2) 業務規程第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。
 - (3) 業務規程第5条第2項の規定により卸売業者の行なう卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき、又は変更したとき。
 - (4) 第3条第1項の規定により開場する日に臨時に休業し、又は開場しない日に臨時に営業しようとするとき。
 - (5) その他、市長が必要があると認めて指示したとき。

（卸売業者に事故あるときの報告）

- 第49条 卸売業者は、許可の取消しその他の処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなつたときには、当該卸売業者に係る未販売の受託物品について、その物品の品目、委託者、数量その他必要な事項を直ちに市長に報告しなければならない。

第3章の2 卸売の業務に関する品質管理

（物品の品質管理の方法）

- 第49条の2 業務規程第69条の2第1項に規定する規則で定める物品の品質管理の方法は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに次に掲げるとおりとする。
- (1) 卸売業者は、業務規程第70条第1項の規定により卸売場、荷さばき場又は高架下倉

庫の使用の指定を受けたときは、速やかに、当該指定に係る施設について市長が別に定める区分ごとに次に掲げる事項を定め、これらの事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも、同様とする。

ア 品質管理の責任者

イ 品質管理の責任者の責務に関する事項

ウ 施設の設定温度(温度管理機能を有する施設に限る。)

エ 施設の取扱品目

(2) 卸売業者は、前号の規定による届出をしたときは、同号ア、ウ及びエに掲げる事項(同号エに掲げる事項にあつては、温度管理機能を有する卸売場に限る。)を、当該届出に係る施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(3) 第1号イの品質管理の責任者の責務に関する事項は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 荷下ろしの際の品質管理に関すること。

イ 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認に関すること。

ウ 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。

エ 輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。

オ 施設の温度管理に関すること(温度管理機能を有する施設に限る。)

カ 施設の温度の確認に関すること(温度管理機能を有する施設に限る。)

キ 温度管理機能を有しない施設における高温時の品質管理に関すること。

ク 物品の滞留時間の管理に関すること。

ケ 施設内における物品の取扱いに関すること。

コ 施設の衛生的な利用に関すること。

サ 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。

シ 施設及び機械器具類の清潔・衛生の保持に関すること。

ス その他品質管理の徹底に関すること。

(4) 前3号の規定は、業務規程第50条第1項第1号の市長が指定する場所にある施設(卸売業者が直接管理できる施設に限る。)及び同項第2号の卸売業者が申請した場所にある施設(卸売業者が直接管理できる施設に限る。)における物品の品質管理の方法について準用する。この場合において、第1号中「業務規程第70条第1項の規定により卸売場、荷さばき場又は高架下倉庫の使用の指定を受けたときは、速やかに、当該指定に係る施設について市長が別に定める区分ごとに」とあるのは、「業務規程第50条第1項第1号の規定による指定又は同項第2号の規定による承認を受けたときは、速やかに、当該指定又は承認に係る場所にある施設について」と読み替えるものとする。

(5) 卸売業者は、業務規程第50条第1項第1号の市長が指定する場所にある施設又は同項第2号の卸売業者が申請した場所にある施設であつて卸売業者が直接管理できないものについては、当該施設の管理者と協議のうえ各施設の実状に即した品質管理の徹底に努めるものとする。

2 仲卸業者は、業務規程第70条第1項の規定により仲卸売場の使用の指定を受けたときは、速やかに、当該仲卸売場について品質管理の責任者を定め、これを市長に届け出るとともに、当該仲卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

(1) 物品の適正な温度管理を図ること。

- (2) 物品の適正な保管期間又は保管時間の管理を図ること。
 - (3) コールドチェーン(流通過程で低温を保つ物流方式をいう。次項において同じ。)が確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。
 - (4) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。
 - (5) 市場施設及び機械器具類の清潔・衛生の保持を図ること。
 - (6) その他市長が別に定める物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 4 売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。
- (1) コールドチェーンが確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。
 - (2) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。
 - (3) 市場施設及び機械器具類の清潔・衛生の保持を図ること。
 - (4) その他市長が別に定める物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 5 関連事業者その他の市場利用者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。
- (1) 市場施設及び機械器具類の清潔・衛生の保持を図ること。
 - (2) その他市長が別に定める物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 6 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、天然ガスを動力とする搬送車両の利用に努めるものとする。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

第50条 業務規程第70条第1項 又は第2項の規定により市場施設の使用の指定又は許可(以下「使用指定等」という。)を受けようとする者は、指定(許可)申請書を市長に提出しなければならない。

2 業務規程第70条第2項の規定による許可(調理実習室の使用の許可を除く。)を受けようとする者は、前項の指定(許可)申請書に、同条第3項に規定する暴力団員等でないことを誓約する書面を添付しなければならない。

3 使用指定等の期間は、当該使用指定等の日からその属する年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の日前10日までに市長から特に使用を終了させる旨の通知がないときは、更に1年この期間は延長されたものとみなし、以後同様とする。

4 業務規程 第70条第5項の規定による保証金の額は、施設使用料月額額の6倍に相当する金額とし、その場合において1,000円未満の端数のあるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

5 第6条の規定は、業務規程第70条第2項の規定により市場施設の使用の許可を受けた者について準用する。

(市場施設の原状変更申請)

第51条 使用者は、市場施設の原状に変更を加えようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書に変更しようとする市場施設の平面図、立面図その他必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 施設の名称
- (3) 原状変更の目的
- (4) 変更内容

2 前項の承認を受けた者は、変更後遅滞なく市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(工事施行及び賠償責任)

第52条 市長は、市場施設の原状に変更を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2 前項の工事のため、使用者が損害をこうむることがあつても本市はその賠償の責を負わない。

(施設の清掃)

第53条 使用者は、常に市場施設の清潔を保持し、使用後は必ず清掃し、廃棄物は所定の場所に集積しなければならない。

(共通使用施設の清掃等)

第54条 市長と市場関係事業者は、共同して市場構内の通路、荷さばき所、駐車場等の共通使用施設の清掃、警備その他市場の機能及び秩序の維持に関する業務を行わなければならない。

(使用料)

第55条 業務規程第76条第2項に規定する市長が別に定める額は、別表4のとおりとする。

(市場施設使用者負担金)

第56条 次に掲げる市場施設の電灯、電力、電話、ガス、水道その他市長の指定する費用(以下「市場施設使用者負担金」という。)は、その使用者の負担とする。

- (1) 卸売場
- (2) 仲卸売場
- (3) 関連事業所
- (4) 事務所
- (5) 倉庫
- (6) その他市場において指定する場所

2 前項の費用の算定は計量器による。ただし、これにより難い場合は、市長の認定によることができる。

(使用料等の納期限)

第57条 使用料は、毎月25日までにその月分を納付しなければならない。ただし、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料はその月分を翌月15日までに、調理実習室使用料はその使用期間に対する全額を使用指定等を受けた際に納付しなければならない。

2 市場施設使用者負担金のうち本市に納付すべきものは、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。ただし、構内電話使用料は、毎月25日までにその月分を納付しなければならない。

3 市長は、必要と認めるときは、前2項の規定による納期限を変更することができる。

第4章の2 市場駐車場の使用

(市場駐車場の目的外使用許可)

第57条の2 市長は、市場を利用する者以外の者に対し、市場駐車場の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。

(使用料等)

第57条の3 前条の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者は、別表5に掲げる使用料を納付し、駐車券の交付を受けなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。

4 駐車券の様式その他駐車券の交付及び取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(駐車の拒絶)

第57条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒絶することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 他の自動車の駐車の支障となる物品又は動物を積載しているとき。

(3) その他市長が駐車場の管理運営上支障があると認めるとき。

(駐車場における遵守事項)

第57条の5 駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職員の指示又は標識に従い、自動車を駐車させること。

(2) 他の自動車の駐車を妨げないこと。

(駐車場内における損害についての責任)

第57条の6 駐車場内において、自動車相互の接触又は衝突によつて生じた損害その他天災事変又は不可抗力による損害については、市は一切その責めを負わない。

第4章の3 札幌市中央卸売市場取引委員会

(任期)

第57条の7 委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第57条の8 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第57条の9 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他市場の業務に関係する者から、参考人として意見を求めることができる。
- 6 委員会は、業務規程第45条第4項又は第57条第4項の規定により市長に意見を述べるに当たっては、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(部会)

第57条の10 部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長がこれを指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(卸売業者等による申出)

第57条の11 業務規程第79条の6第1項の申出をしようとする者は、市長に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 委員会において調査審議すべきと認める事項及びその理由
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、業務規程第79条の6第2項の規定による諮問に係る委員会の答申の内容を、当該諮問に係る同条第1項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

(庶務)

第57条の12 委員会の庶務は、中央卸売市場において行う。

(委任)

第57条の13 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第5章 雑則

(市場内の掲示事項)

第58条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容を市場内に掲示する。

- (1) 業務規程第4条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 業務規程第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第2項の規定により卸売業者の行う卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき若しくは変更したとき。
- (3) 業務規程第13条第1項の規定によりせり人を登録したとき、又は業務規程第16条第1項の規定によりせり人の登録を削除したとき。
- (4) 業務規程第20条第1項の規定により仲卸しの業務を許可したとき、又は業務規程第34条第1項の規定により関連事業の業務を許可したとき。

- (5) 業務規程第24条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき若しくは同条第2項の規定により仲卸業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき、又は業務規程第38条第1項の規定により関連事業の業務の相続を認可したとき。
- (6) 業務規程第44条ただし書の規定により重量以外の売買取引の単位を承認したとき。
- (7) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、その氏名若しくは名称又は商号を変更したとき。
- (8) 業務規程第79条第1項から第6項までの規定による監督処分を行ったとき。
- (9) 前各号のほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。

(様式)

第59条 次の各号に掲げる文書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務規程第8条第1項、第21条第1項、第37条第1項及び第70条第4項の誓約書 様式 1
- (2) 業務規程第13条第2項のせり人登録申請書 様式 2
- (3) 業務規程第13条第4項のせり人登録証 様式 3
- (4) 業務規程第14条第2項のせり人登録更新申請書 様式 4
- (4)の2 第7条及び第9条の書面 様式4の2
- (5) 業務規程第20条第2項の仲卸業務許可申請書 様式 5
- (5)の2 第14条の書面 様式5の2
- (5)の3 第16条第2項の書面 様式5の3
- (6) 業務規程第29条第2項の売買参加者承認申請書 様式 6
- (6)の2 第23条第1項及び第2項の書面 様式6の2
- (7) 業務規程第34条第2項の関連事業業務許可申請書 様式 7
- (7)の2 第25条の2第1項及び第2項の書面 様式7の2
- (7)の3 第26条の2第2項の書面 様式7の3
- (8) 削除
- (9) 業務規程第43条の相対取引承認申請書 様式 9
- (10) 第34条の重量以外による売買取引単位承認申請書 様式 10
- (10)の2 業務規程第45条第2項の卸売業者市場外販売承認申請書 様式10の2
- (10)の3 業務規程第45条第5項の卸売業者市場外販売変更承認申請書 様式10の3
- (11) 業務規程第47条第2項の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可申請書 様式 11
- (11)の2 業務規程第47条第3項の業務の連携に関する契約に基づく仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売承認申請書 様式11の2
- (11)の3 業務規程第47条第5項の業務の連携に関する契約に基づく仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売変更承認申請書 様式11の3
- (11)の4 業務規程第47条第7項の業務の連携に関する契約に基づく仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売変更届出書 様式11の4
- (11)の5 業務規程第47条第8項の新商品の開発に関する契約に基づく仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売承認申請書 様式11の5
- (12) 業務規程第47条第9項の新商品の開発に関する契約に基づく仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売変更承認申請書 様式12
- (13) 第35条の買付物品販売状況報告書 様式 13
- (14) 第36条の非取扱物品販売許可申請書 様式 14

- (15) 業務規程第50条第2項の市場外指定保管場所指定申出書 様式 15
- (15)の2 業務規程第50条第4項の市場外承認保管場所卸売承認申請書 様式15の2
- (15)の3 業務規程第50条第5項の電子商取引承認申請書 様式15の3
- (15)の4 業務規程第50条第8項の電子商取引変更承認申請書 様式15の4
- (16) 第38条第4項の受託物品検査証明書 様式 16
- (17) 業務規程第56条第3項の卸売業者以外の者からの買入許可申請書 様式 17
- (17)の2 業務規程第56条第5項の需要の開拓に関する契約に基づく卸売業者以外の者からの買入承認申請書 様式17の2
- (17)の3 業務規程第56条第6項の需要の開拓に関する契約に基づく卸売業者以外の者からの買入変更承認申請書 様式17の3
- (17)の4 業務規程第57条第2項の仲卸業者市場外販売承認申請書 様式17の4
- (17)の5 業務規程第57条第5項の仲卸業者市場外販売変更承認申請書 様式17の5
- (18) 業務規程第60条第1項の卸売予定数量等報告書 様式 18
- (19) 業務規程第60条第2項の標準品目卸売価格報告書 様式 19
- (20)及び(21) 削除
- (22) 第43条の販売原票 様式 22
- (23) 業務規程第63条の売買仕切書 様式 23
- (24) 第46条第1項第1号の委託手数料率届出書 様式 24
- (25) 業務規程第66条第2項の出荷奨励金交付承認申請書 様式 25
- (26)及び(26)の2 削除
- (27) 業務規程第69条第2項の完納奨励金交付承認申請書 様式 27
- (27)の2 第49条の2第1項第1号の卸売業者品質管理責任者等届出書 様式27の2
- (27)の3 第49条の2第1項第1号の卸売業者品質管理責任者等変更届出書 様式27の3
- (27)の4 第49条の2第2項の仲卸業者品質管理責任者届出書 様式27の4
- (27)の5 第49条の2第2項の仲卸業者品質管理責任者変更届出書 様式27の5
- (28) 第50条第1項の市場施設使用指定(許可)申請書 様式 28
- (28)の2 第50条第2項の書面 様式28の2
- (29) 第51条第1項の市場施設原状変更承認申請書 様式 29
- (30) 第57条の11第1項の市場取引委員会において調査審議すべきと認める事項の申出書 様式30

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、業務規程の施行の日から施行する。

(施行細則の廃止)

第2条 札幌市中央卸売市場業務規程施行細則(昭和34年規則第54号)は、廃止する。

(せり参加補助員についての経過措置)

第3条 この規則の施行の際現に市長の許可を受けてせり参加補助員となっている者は、第19条第1項の許可を受けたせり参加補助員とみなす。

(売買参加補助員についての経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に市長の許可を受けて売買参加補助員となっている者は、第25条第1項の承認を受けた売買参加補助員とみなす。

(様式についての経過措置)

第5条 この規則の施行の際現に印刷済の用紙類は、当分の間使用することができる。

附 則(昭和48年規則第54号)～附 則(平成13年規則第42号)省略

附 則(平成15年規則第2号)

改正 平成17年3月規則第22号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(仲卸業者の保証金に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の札幌市中央卸売市場業務規程施行規則(以下「改正後の規則」という。)第15条の規定は、施行日以後に札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例(平成14年条例第32号。以下「改正条例」という。)による改正後の札幌市中央卸売市場業務規程(昭和47年条例第3号。以下「改正後の規程」という。)第20条第1項の許可を受けた者の預託すべき保証金の額について適用し、施行日前に改正条例による改正前の札幌市中央卸売市場業務規程(以下「改正前の規程」という。)第20条第1項の許可を受けた者が預託すべき保証金の額については、なお従前の例による。
(関連事業者の保証金に関する経過措置)
- 3 改正後の規則第26条の規定は、施行日以後に改正後の規程第34条第1項の許可を受けた者の預託すべき保証金の額について適用し、施行日前に改正前の規程第34条第1項の許可を受けた者の預託すべき保証金の額については、なお従前の例による。
(卸売業者の保証金に関する経過措置)
- 4 改正後の規則別表1の規定は、施行日以後に卸売市場法(昭和46年法律第35号)第15条第1項の許可を受けた者の預託すべき保証金の額(改正後の規則第5条ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)について適用し、施行日前に同項の許可を受けた者の預託すべき保証金の額については、なお従前の例による。
(市場使用料に関する経過措置)
- 5 改正後の規則別表4の規定は、施行日以後の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。
- 6 施行日から起算して6年を経過するまでの間において施行日前から引き続き市場施設を使用している者(その者から卸売市場法第21条第1項又は第2項の規定により卸売業者の地位を承継した者、改正後の規程第24条第1項又は第2項の規定により仲卸業者の地位を承継した者及び改正後の規程第38条第6項の規定により関連事業者の地位を承継した者を含む。)についての改正後の規則別表4の規定の適用については、附則別表1の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる金額は、施行日から起算して1年を経過するまでの間にあつては同表の第3欄に掲げる字句に、施行日から起算して1年を超え2年を経過するまでの間にあつては同表の第4欄に掲げる字句に、施行日から起算して2年を超え3年を経過するまでの間にあつては同表の第5欄に掲げる字句に、施行日から起算して3年を超え4年を経過するまでの間にあつては同表の第6欄に掲げる字句に、施行日から起算して4年を超え5年を経過するまでの間にあつては同表の第7欄に掲げる字句に、施行日から起算して5年を超え6年を経過するまでの間にあつては同表の第8欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。
- 7 改正条例附則第8項に規定する市長が別に定める額は、附則別表2のとおりとする。
- 8 改正条例附則第8項に規定する場合においては、附則第6項中「施行日」とあるのは「改正条例附則第8項の期間が満了した日の翌日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附則別表1

御売業者売場使用料の項	357円	231円	252円	273円	294円	315円	336円
卸売業者荷さばき場使用料の項	250円	162円	176円	191円	206円	221円	235円
卸売業者低温売場使用料の項	1,200円	776円	847円	918円	988円	1,059円	1,129円
仲卸業者売場使用料の項	1,122円	726円	792円	858円	924円	990円	1,056円
仲卸業者荷さばき場使用料の項	785円	508円	554円	601円	647円	693円	739円
仲卸業者中2階事務所使用料の項	697円	451円	492円	533円	574円	615円	656円
第1種関連事業使用料の項	1,122円	726円	792円	858円	924円	990円	1,056円
第2種関連事業使用料の項	1,683円	1,089円	1,188円	1,287円	1,386円	1,485円	1,584円
第3種関連事業使用料の項	2,244円	1,452円	1,584円	1,716円	1,848円	1,980円	2,112円
事務所使用料Aの項	1,122円	726円	792円	858円	924円	990円	1,056円
事務所使用料Bの項	2,244円	1,452円	1,584円	1,716円	1,848円	1,980円	2,112円
保管庫使用料の項	785円	508円	554円	601円	647円	693円	739円

附則別表2

種別	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 卸売金額の月額額の1,000分の4
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 210円

仲卸業者市場使用料	1月につき 仲卸業者が業務規程第56条第2項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の月額額の1,000分の4
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 660円
関連事業所使用料	1月1平方メートルにつき 660円
事務所使用料	1月1平方メートルにつき 660円
会議室使用料	1時間につき 130円
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 140円
空地使用料	1月1平方メートルにつき 40円
その他施設使用料	1月1平方メートルにつき 410円

備考

- 1 使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、これを1平方メートルとみなす。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とみなす。

附 則(平成16年規則第79号)～附 則(平成21年規則第1号)省略

附 則(平成22年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第33号)

この規則は、札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例(平成24年条例第29号)の施行の日から施行する。

附 則(平成25年規則16号)

この規則は、札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例(平成25年条例第6号)の施行の日から施行する。

別表1

卸売業者保証金額表

卸売の金額	保証金額
300億円未満	500万円
300億円以上600億円未満	1,000万円
600億円以上	1,500万円

別表1の2

青果物	水産物
生きくらげ	生鮮鯨肉及びチップ(セミを除く。以下同じ。)

別表1の3

青果物	水産物
別表1の2及び別表1の4に掲げる品目以外の野菜及び果実	別表1の2及び別表1の4に掲げる品目以外の水産物

別表1の4

青果物	水産物
<p>(1) 輸入野菜及び輸入果実</p> <p>(2) かんしょ、やまのいも、まめもやし、かいわれだ いこん、さといも、きのこ類(生きくらげを除く。)、 くり、冷凍野菜、冷凍果実、野菜及び果実の加工品 その他一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、市場に 対する供給事情が比較的安定している野菜及び果実 であつて市長が別に定めるもの</p> <p>(3) くわい、ゆりね、はなまるきゅうり、山菜類、香 辛野菜、つまもの野菜、ゆず類、うめ、ぎんなん、 だいだいその他品目又は品質が特殊であるため需要 が一般的でない野菜及び果実であつて市長が別に定 めるもの</p> <p>(4) レッドキャベツ、種いもその他加工用等限られた 特殊な用途に供される野菜及び果実であつて市長が 別に定めるもの</p>	<p>(1) 輸入生鮮水産物</p> <p>(2) 水産物の冷凍品、水産物の塩干・加工品、養殖又 は蓄養された水産物その他一定の規格又は貯蔵性を 有し、かつ、市場に対する供給事情が比較的安定し ている水産物であつて市長が別に定めるもの</p> <p>(3) さけセミ、ますセミ、かにむきみ、たち、淡水魚 類(チップを除く。)その他品目又は品質が特殊であ るため需要が一般的でない水産物であつて市長が別 に定めるもの</p> <p>(4) さけブナ、わらずか、宗八がれい、なめたがれい、 銀がれい、さめ類、海藻類、貝類、魚卵類、かに類(毛 がに及びたらばがにを除く。)その他加工用等限られ た特殊な用途に供される水産物であつて市長が別に 定めるもの</p>

別表1の5

青果物	水産物
(1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ご	(1) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加

<p>ぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品</p> <p>(2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品</p> <p>(3) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な野菜及び果実(前2号に掲げるものを除く。)であつて、市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして市長が別に定めるもの</p>	<p>工品(湯煮又は焼干ししたものを除く。)</p> <p>(2) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な水産物(前号に掲げるものを除く。)であつて、市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして市長が別に定めるもの</p>
---	---

別表 2

標準品目表

青果物		
野菜	その他のかんしょ	その他の赤なし
根菜類	ばれいしょ	青なし類
だいこん類	メイクインばれいしょ	二十世紀
だいこん	男爵ばれいしょ	その他の青なし
丸だいこん	北あかりばれいしょ	洋なし類
土だいこん	その他のばれいしょ	ラ・フランス
かぶ(白かぶ)	さといも	ル・ルクチェ
にんじん	ながいも	その他の洋なし
ごぼう	やまといも	千両
たけのこ	たまねぎ	その他のなし類
れんこん	にんにく	柿類
うど	らつきょう	富有かき
その他の根菜類	ゆりね	刀根早生かき
葉茎菜類	その他の土物類	平核無かき
はくさい	香辛・つまもの野菜類	その他のかき類
京菜	わさび	びわ
つけな	しょうが類	もも類
こまつな	根しょうが	白桃
キャベツ類	葉しょうが	白鳳
キャベツ	その他のしょうが	あかつき
グリーンボール	唐がらし	長沢白鳳
大球キャベツ	ししとうがらし	ネクタリン
ほうれんそう	しそ類	その他のもも類

ねぎ類	おおば	プラム類
ねぎ	赤しそ	すもも
軟白ねぎ	その他のしそ	大石すもも
こねぎ	みょうが	ソルダム
あさつき	ハーブ類	太陽
ふき	その他の香辛野菜類	プルーン
みつば類	その他のつまもの野菜類	さくらんぼ類
水耕みつば	きのこ類	佐藤錦
切みつば	生しいたけ	水門
刈みつば	まつたけ	南陽
その他のみつば	なめこ	その他のさくらんぼ類
しゅんぎく	えのきたけ	ぶどう類
せり	しめじ	デラウェア
にら	まいたけ	キャンベルス
ヒトビロ	マッシュルーム	ネオマスカット
中国野菜類	エリンギ	巨峰
チンゲンサイ	たもぎだけ	ナイヤガラ
(青梗菜)	その他のきのこ類	ポートランド
ターサイ	山菜類	バッファロー
スワンミャオ	わらび	ピオーネ
その他の中国野菜	たらの芽	その他のぶどう類
その他の葉茎菜類	ぼうふう	くり
洋菜類	その他の山菜類	いちじく
セルリー	うめ	いちご類
アスパラガス類	野菜加工品類	女峰
グリーンアスパラガス	冷凍野菜	麗紅
ホワイトアスパラガス	乾燥野菜	宝交
カリフラワー	野菜びん缶	とちおとめ
ブロッコリー	野菜水煮	とよのか
レタス類	漬物	きたえくぼ
レタス	その他の野菜加工品類	その他のいちご類
サニーレタス	その他の野菜類	メロン類
グリーンリーフレタス	果 実	赤肉メロン類
サラダ菜		夕張メロン
パセリ		I Kメロン

その他の洋菜類	かんきつ類	エルシーメロン
果菜類	みかん類	キングルビー
きゅうり	普通温州みかん	ワインレッド
かぼちや類	早生みかん	ルピアレッド
かぼちや	極早生みかん	レッド113
えびすかぼちや	ハウスみかん	パブリレッド
栗かぼちや	ぼんかん	クインシー
都かぼちや	デコポン	その他の赤肉メロン
味平かぼちや	ネーブルオレンジ	青肉メロン類
メルヘンかぼちや	バレンシアオレンジ	アールスメロン
なす類	甘夏みかん	アンデスメロン
なす	いよかん	天恵メロン
長なす	はつさく	キングメルティ
トマト類	グレープフルーツ	その他の青肉メロン
トマト	レモン	プリンスメロン
ファーストトマト	セミノール	ホームランメロン
桃太郎トマト	清見みかん	その他のメロン類
ミニトマト	その他のかんきつ類	かんろ
ピーマン	りんご類	すいか類
パプリカ	いわい	すいか
とうもろこし	旭	小玉すいか
おくら	つがる	その他のすいか類
その他の果菜類	あかね	バナナ
豆科野菜類	デリシャス	パインアップル
いんげん	スターキング	キウイフルーツ
さやえんどう	ふじ	パパイヤ
そらまめ	むつ	アボガド
えだまめ	王林	マンゴー
ささげ	世界一	果実加工品類
その他の豆科野菜類	その他のりんご類	冷凍果実
土物類	なし類	ほし柿
かんしょ類	赤なし類	乾燥果実
金時かんしょ	長十郎	果実ジュース
紅高系かんしょ	幸水	その他の果実加工品類
紅あずまかんしょ	豊水	その他の果実類

水産物		
鮮魚介類	活がい	冷かき
まぐろ類	活たい	冷あさり
本まぐろ	活ひらめ	冷はまぐり
いんどまぐろ	活すずき	冷つぶ
めばち	活はまち	冷赤貝
きわだ	活あぶらこ	その他の冷貝類
めじ	活そい	冷魚卵類
きめじ	活たこ	冷すけそうこ
びんなが	活がに	冷数の子
その他のまぐろ類	その他の活魚類	その他の冷魚卵類
かじき類	魚卵類	その他の冷凍魚介類
まかじき	すけそうこ	冷たこ
めかじき	すじこ	冷さんま
その他のかじき類	まだらこ	冷ひらめ
ぶり類	こまいこ	冷ほつけ
ぶり	その他の魚卵類	冷さば
はまち	その他の鮮魚介類	冷はたはた
ひらまさ	たこ	冷すりみ
かんばち	さば	冷かつお
かつお類	さんま	冷さわら
かつお	ひらめ	冷あなご
そうだかつお	はも	冷ふぐ
さけ・ます類	国内うに	冷くじら
白さけ	輸入うに	冷淡水魚
助さけ	かすべ	冷海草
紅さけ	ほつけ	その他の冷凍魚介類
銀さけ	そい	加工品類
本ます	ちか	
青ます	きゅうり	
その他のさけ・ます類	はつかく	塩さけ・ます類
たら類	あぶらこ	塩時さけ
たら	かじか	塩秋さけ
銀たら	こまい	塩助さけ
すけそうだら	はたはた	塩紅さけ

いわし類	ししやも	塩銀さけ
いわし	がず（がじ）	塩ます
にしん	とびうお	塩筋子類
かれい類	すずき	塩さけこ
なめたがれい	あなご	塩あきこ
まつかわ	ふぐ	塩すけのこ
おひよう	さわら	塩べにこ
真がれい	あんこう	塩ぎんこ
黒がれい	なまこ	塩ますこ
赤がれい	ほや	塩数の子類
宗八がれい	すりみ	製品数の子
浅羽がれい	その他の鮮魚介類	原卵数の子
砂がれい	冷凍魚介類	その他の塩蔵品類
銀がれい		塩さば
したびらめ		塩にしん
その他のかれい類	冷いわし類	塩ほつけ
たい類	冷いわし	塩さんま
まだい（国内）	冷にしん	塩いわし
まだい（輸入）	冷たら類	塩うに
あまだい	冷たら	塩くらげ
れんこたい	冷銀たら	塩すけそうこ
その他のたい類	その他の冷たら類	めんたいこ
めぬき類	冷かれい類	塩から
めぬき	冷真がれい	子持ちこんぶ
きんき	冷黒がれい	その他の塩蔵品類
赤魚	冷宗八がれい	開干魚類
柳舞	冷おひよう	開干あじ
めばる	その他の冷かれい類	開干さば
その他のめぬき類	冷めぬき類	開干さんま
あじ類	冷めぬき	開干ほつけ
まあじ	冷きんき	その他の開干魚類
しまあじ	冷赤魚	丸干魚類
その他のあじ類	その他の冷めぬき類	丸干いわし
いか類	冷ぶり類	その他の丸干魚類
やりいか	冷ぶり	その他の塩干品類

するめいか	冷はまち	干ししやも
その他のいか類	その他の冷ぶり類	すきみたら
かに類	冷いか類	みりん干
毛がに	冷やりいか	その他の塩干品類
たらばがに	冷するめいか	煮干品類
花咲がに	冷まついか	煮干
ずわいがに	冷むらさきいか	干ちりめん
わたりがに	その他の冷いか類	しらす干
むきがに	冷たい類	少女子
その他のかに類	冷まだい	その他の煮干品類
えび類	冷つぼだい	焼物製品類
くるまえび	その他の冷たい類	焼うなぎ
伊勢えび	冷あじ類	その他の焼物製品類
南蛮えび	冷まあじ	素干品類
ぼたんえび	冷しまあじ	身欠にしん
しやこ	冷さけ・ます類	干するめ
むきえび	冷白さけ	干がれい
その他のえび類	冷助さけ	棒だら
貝類	冷紅さけ	その他の素干品類
むきほたて	冷銀さけ	ねり製品類
貝ほたて	冷ます	ちくわ
むきほつき	その他の冷さけ・ます類	なると
貝ほつき	冷えび類	かまぼこ
あわび	冷南蛮えび	ハム・ソーセージ
かき	冷ぼたんえび	はんぺん
しじみ	冷輸入えび	その他のねり製品類
むきつぶ	その他の冷えび類	その他の加工品類
貝つぶ	冷まぐろ類	いくら
はまぐり	冷本まぐろ	いずし
赤貝	冷いんどまぐろ	糠にしん
あさり	冷めばち	魚漬物品
その他の貝類	冷きわだ	ベーコン
海藻類	冷めじ	味付たこ
こんぶ	その他の冷まぐろ類	味付数の子
わかめ	冷かじき類	くじら製品

ふのり	冷めかじき	くん製品
のり	その他の冷かじき類	黒干
その他の海藻類	冷かに類	干こんぶ
淡水魚類	冷毛がに	とろろこんぶ
うなぎ	冷たらばがに	干わかめ
わかさぎ	その他の冷かに類	干のり
あゆ	冷貝類	その他の干海藻
チップ	冷ほたて	つくだ煮
その他の淡水魚類	冷ほつき	冷凍食品
活魚類	冷あわび	その他の加工品

別表3
削除

別表4

種別	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 卸売金額の月額 ^の 1,000分の2.5
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,122円
卸売業者荷さばき場使用料	1月1平方メートルにつき 785円
卸売業者低温売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,122円
仲卸業者市場使用料	1月につき 仲卸業者が業務規程第56条第2項ただし書の規定により買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の月額 ^の 1,000分の2.5
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,122円
仲卸業者荷さばき場使用料	1月1平方メートルにつき 785円
仲卸業者中2階事務所使用料	1月1平方メートルにつき 697円
第1種関連事業使用料	1月1平方メートルにつき 1,122円
第2種関連事業使用料	1月1平方メートルにつき 1,683円
第3種関連事業使用料	1月1平方メートルにつき 2,244円
事務所使用料A	1月1平方メートルにつき 1,122円
事務所使用料B	1月1平方メートルにつき 2,244円
保管庫使用料	1月1平方メートルにつき 785円
空地使用料A	1月1平方メートルにつき 500円
空地使用料B	1月1平方メートルにつき 1,000円
水産保冷配送センター使用料(6月から9月まで)	1月1棟(3階部分を除く。)につき 3,090,900円
水産保冷配送センター使用料(1月から5月まで及び10月から12月まで)	1月1棟(3階部分を除く。)につき 2,850,200円
高架下定温倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 1,090円
高架下一般倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 860円
高架下書庫使用料	1月1平方メートルにつき 510円

高架下配送センター使用料	1月1平方メートルにつき 860円
立体駐車場使用料	1月1両につき 8,500円
調理実習室使用料	午前又は午後1回につき 7,200円
その他の施設使用料	1月1平方メートルにつき 2,244円

備考

- 1 使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、これを1平方メートルとみなす。
- 2 事務所使用料Aは仲卸業者の団体、売買参加者及び買出人の団体その他市長が別に定めるものが事務所を使用する場合に適用し、これら以外のものが事務所を使用する場合には、事務所使用料Bを適用する。
- 3 空地使用料Aは市場用地を建物その他の工作物の敷地として使用する場合に適用し、空地使用料Bはこれ以外の場合に適用する。
- 4 この表において、「午前」とは午前8時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 5 調理実習室の供用時間(午前及び午後をいう。)を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき1,800円を加算する。
- 6 調理実習室の使用において、使用時間が使用指定等を受けた時間に満たない場合であつても、当該使用指定等を受けた時間どおり使用したものとみなす。

別表5

駐車場目的外使用料

種別	金額
駐車場目的外使用料	1両1回につき 1,000円